

第33回ひまわりフェスティバル「ふれあい模擬店」実施要領

1 開催日時

- (1) 開催日 令和6年7月20日(土)～21日(日)
- (2) 開催時間 9時～17時

2 出店者及び出店内容

(1) 出店者

①原則として、主催者がイベントの趣旨に照らして出店することを認めた個人又は団体等であって、令和6年4月1日現在において、次のいずれかに該当する野木町を拠点に活動を行う者

- ア 野木町商工会に加入する会員
- イ 野木町と協定を締結する事業所等
- ウ 野木町文化協会に加入する団体
- エ 野木町ボランティアセンターきらり館に登録する団体
- オ 野木町町有施設の管理運営を行う指定管理者
- カ 令和6年度において、野木町から補助金を受けている団体

ただし、申込み時点において、活動を休止又は退会等をしている者については対象外とする。

②2日間の出店ができる者（※1日のみの出店は不可）

③テントの内訳は下記のとおりとする。

商工会・・・18張（募集数：18団体程度）

J A・・・2張（募集数：2団体程度）

その他・・・5張（募集数：5団体程度）

※その他に関しては広報で募集し、その募集内容は別紙募集要領のとおりとする。

※空きテントが出る場合には、上記内訳によらず調整する。

※募集数を上回る応募があった場合には、抽選により決定する。

(2) 出店内容

- ①ひまわりフェスティバルにふさわしい飲食物及び物品の販売とし、主催者の認定を受けた内容のものとする。
- ②出店申込みの際に責任者・代理者を選出し、その責任者（代理者）は出店する店舗（事業所）や団体に所属している者とする。また、責任者（代理者）は担当者会議【6月10日(月)】へ必ず出席する。
- ③責任者（代理者）は出店日に必ず常駐する。

(3) 出品物

- ①調理者と販売者はそれぞれ担当をつけて、出品数に応じた人数で対応する。
- ②申請した出品物以外出さない。（当日、確認します。）
※注意:来場者の方に楽しんで頂けるよう出品物の創意工夫をお願いします。

3 実行委員会で用意するもの

下記のもの除き、出店に係る経費は出店者側が負担するものとする。

(1) テント1張 (5.4m×3.6m) につき

- ①テーブル：1台 (W:1,800×D:450×H:700)
- ②パイプ椅子：2脚
- ③電気コンセント：上限2,000W（一口1,000Wまで）

※①、②については出店者が追加料金（4-(2)）を負担することにより増やすことが可能

4 出店者が負担するもの

(1) 出店料

出店者は下記の出店料を実行委員会に支払う。

テント1張 (5.4m×3.6m)

2日：20,000円

※なお、原則として、出店料の返金を行わないが、主催者側の都合による出店取り止めの場合には、出店料の返金を行う場合があります。

(2) 追加料金について

テーブル：1台につき600円

椅子：1脚につき250円

以上に掲げるもの以外は、出店者が負担することとする。

5 注意事項

- (1) テント内は衛生的かつ善良な管理を行うほか、保健所が定める注意事項を遵守する。各店舗で消毒用アルコール及び貯水タンクを用意する。
- (2) 小山市火災予防条例の一部改正に伴い、火器使用店舗については店舗ごとに消火器を設置する。火器不使用店舗においては水を張ったバケツを設置する。
- (3) 土埃等が舞わないように、出店するテント（5.4m×3.6m）の下にブルーシートを必ず敷く。（当日、確認します。）
- (4) 電源を使用する場合は、使用する電気機器名及びその消費電力等を必ず申込書に記載する。
※記載がない電気機器の使用又は追加は認めない。（当日、確認します。）
- (5) 当日の電気の使用方法については、実行委員会が委託する電気設営業者が巡回、確認を行うので、その指示に必ず従う。
※指示に従わない場合、ブレーカーが落ちるなど、他の出店者に迷惑を掛ける恐れがあるので必ず遵守する。
- (6) 出店者が排出するゴミについては、店内用ゴミ箱（袋）を用意し、必ず持ち帰る。
- (7) 来場者に対し、生ゴミ、可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミに分別するよう、張り紙等により協力を呼びかける。
- (8) 会場への車両乗り入れ8：50～17：00までの間禁止になるので、商品等の搬出入についてはそれ以外の時間に行う。
- (9) 出店者の駐車場に関しては1団体1台として、事務局が指定する出店者番号に止める。
- (10) 駐車券は必ず見える位置に表示すること。（表示のない車は止められない。）
- (11) テントの外からの呼び込みはしない。
- (12) その他、円滑なイベント運営となるように、状況に応じて主催者の指示を遵守する。

- (13) 機械の故障、商品の盗難、食中毒等のトラブルについては、事務局は一切の責任を負わないこととし、トラブルが発生しないよう十分留意する。
- (14) フェスティバル期間中、8：40～会場内（主に客席テント）一斉清掃を行うので、各店舗1名以上参加すること（各店舗雑巾持参）

6 その他

- (1) 会場設営は7月19日（金）15時頃完了する予定なので、前日の搬入については15時以降に行うこととする。
- (2) 会場の撤収は21日（日）の日没までに完了してください。
- (3) フェスティバル終了翌日の7月22日（月）の午前7時から会場周辺のゴミ拾いを行うので各店舗1名以上の協力をお願いします。

注意！必ずお読みください

上記の実施要領を遵守していただきますようお願いします。

この実施要領を遵守できなかった場合、その事業者・団体は次回のイベント参加が出来なくなる場合があります。